

「生徒心得」

校訓 「真面目」

我々は、常により高いもの、より美しいものを求める情熱を持ち続け、将来に対する自分の進路をみつめ、希望と抱負を失わない若々しい高商生でありたい。そのため自分自身の教養を高めるとともに、ホームルームや部活動を通じて友情の輪を広げ、相互理解と協調の精神を養い民主的な学校生活が送れるよう責任ある行動を心掛けよう。我々は、伝統ある高商の名誉と品位をより一層高めることを目標としよう。

- 1 誠実な生活態度を身につけよう。
高商生は、常に学習活動、部活動において真剣に、積極的に取り組む意欲を持とう。
- 2 節度を守る努力をしよう。
高商生は、より高い価値観を求め、日常の生活行動において善悪の判断を正しくしよう。男女の友人関係には高校生としての品位を守り、誤解を受けることのないようにしよう。
- 3 礼儀を正しくしよう。
高商生は、教師、来校、生徒相互間において礼儀をわきまえるよう心掛け、挨拶の励行に努めよう。
- 4 規律を守るようにしよう。
高商生は、定められた規律を守り、高校生らしくはつらつとした生活に努めよう。
- 5 健康管理に努めよう。
高商生は、常に自らの健康に注意し、強健な心身を保ち、衛生を重んじ、有害なものを避けよう。

日常の学校生活について

- 1 授業、欠席、遅刻早退、外出について
授業は学校の基礎となるものであるから、積極的に取り組み一時間一時間を大切にする。また、提出物の期限は厳守する。
(1)始業時刻は年間を通じ8時40分から開始する。生徒は始業時刻15分前の8時25分までに登校しチャイムによって授業の態勢を整える。
(2)欠席、遅刻、早退はしない。やむを得ぬ理由のために欠席、早退、遅刻する時は必ず本校ホームページの欠席入力スプレッドシートから保護に輸入してもらおう。欠席一週間以上の場合は診断書又は証明書を提出する。
(3)欠席、遅刻、早退、忌引、欠課、見学、異装、外出等の場合は、生徒手帳の諸届欄に記入し、学級担任の承認を受ける。
(4)授業中は授業に集中し他人に迷惑を掛けない。
(5)始業から放課までの間、無断外出しない。
- 2 ホームルーム・生徒会活動・部活動・学校行事について
ホームルームでは、お互いに尊重しあい協力の精神を養うよう努力する。
文化部、運動部の中で自分の興味・関心、特技にあった部に所属し活動することが望ましい。部活動は上級生と下級生が友情を深め、相互理解をしながら同じ目標を持って心身を錬磨する場である。高商時代の思い出をつくる絶好の時間であるから、積極的に、自発的に参加する。学校行事への意欲的な参加も大切なことである。いろいろな行事を体験して充実した学校生活を築くようにする。
- 3 試験について
定期試験、検定試験などの試験には次の注意事項を守り不正行為を絶対してはならない。
(1)机の配列は6列とし出席番号順に試験開始5分前には着席する。
(2)試験に直接必要な筆記用具以外は廊下に出す。
(3)試験時間中は用具の貸借をしない。
(4)答案が完成しても時間終了まで退室しない。
(5)試験において不正行為を行った生徒はすべての科目を0点とする。

4 服装・頭髪について

男子、女子とも学校の指定制服（昭和 63 年度入学生から令和 5 年度入学生まで適用）とする。指定制服については別に規定する。制服の改造、変型学生服を着用してはならない。

(1)男子制服

①学生服

襟章（校章）（右）、学年章（左）を必ず付けたものを着用する。

②ズボン

指定制服のズボンとする。

③ワイシャツ

左胸に校章の入った本校指定のもの（長袖または半袖）とし、インナーシャツなどは白の無地とする。色物は着用しない。※学校指定の体育着は可とする。

④ソックス

色は白・黒・紺とし、標準的な長さである。

大きなロゴやデザインの入ったものは着用しない。※ワンポイント(500 円玉程度)は認める。

(2)女子制服

①ブレザー

必ず左胸に校章、左襟に学年章を付けたものを着用する。

②スカート

指定制服のスカートとし、ひざが隠れる丈とする。

③スラックス

指定制服のスラックスとする。

④ベスト

上着を着用しない場合はベストを着用し、必ず左胸に校章を付ける。ただし、暑さ対策としてやむを得ない場合はベストを着用しなくてもよい。

⑤ブラウス

左袖に校章の入った本校指定のもの（長袖または半袖）とし、インナーシャツなどは白の無地とする。色物は着用しない。※学校指定の体育着は可(半袖開襟ブラウスが略装期間内で着用可)

⑥ソックス

色は白・黒・紺とし、標準的な長さである。

大きなロゴやデザインの入ったものは着用しない。※ワンポイント(500 円玉程度)は認める。

(3)靴

①安全性を重視した形状のものとし、色は黒・茶の革靴又は配色が華美でない運動靴のいずれかを着用する。

②サンダル等は認めない。ただし、負傷などの理由で靴履きできないときは、異装願を学級担任を通じて生徒指導部に提出し、許可を得る。

(4)上履き

①上履きは、学校指定のものを使用する。必ず氏名をつま先に記入する。

②学年は色分けで区別する。

(5)頭髪等 (令和 6 年度生徒総会により変更になりました)

①共通

就職試験や入学試験に臨むにふさわしい髪型にしましょう。学習、運動に支障のない髪型を心がけ、パーマやカール等の変形、脱色、染色等はしないようにしましょう。眉毛を全て覆うような髪型や眉毛・まつ毛の加工、化粧、ピアス・イヤリングもやめましょう。

②男子

前髪は目にかからない、横の髪の長さは耳にかからない、後ろ髪の長さは制服の襟にかからない長さにしましょう。もちろん奇抜な髪型もやめましょう。

③女子

目にかからない程度の長さ、かかる場合はヘアピンで止めましょう。肩にかかる髪は後頭部の一か所で束ねましょう。もちろん華美な髪型や飾りはやめましょう。

(6) 防寒着

- ① ストッキング・タイツを、着用する場合、無地で肌色または黒とする。なお、黒のタイツを着用した場合は、ソックスについては着用しなくてもよい(儀式対応可)。
- ② 高校生としてふさわしいものとする。高価でない、色は黒・紺など派手でない、無地のものが好ましい。革・毛皮類はふさわしくないものとする。
(例) PEA コート ダッフルコート ウインドブレーカー等
- ③ 運動部に所属するものは、当該部活動が作成した同一のグラウンドコート等を着用してもよい。その際、部顧問はグラウンドコート等着用の異装願を生徒指導部に提出し、許可を得る。
- ④ 制服の下に防寒のために着用できるものは無地のVネックセーター(黒・紺・グレー)とする。カーディガンは着用禁止とする。

(7) その他

- ① 事故及び怪我等の理由で正装ができない生徒は、学級担任に異服願を提出する。
- ② 学生服やブレザー、ズボン、スカート等の補正が必要な場合は、学級担任に申し出た上で、生徒指導主事のところへ届け出る。補正依頼用紙を持参し、購入した販売店で補正する。

5 交通安全について

最近における交通事故の激増は、誠に憂慮すべきものである。特に登下校時は交通が混雑する時であるので、交通事故に充分注意する。本校で行う交通安全指導は「生徒の生命の尊重」を基調とし、家庭及び地域と一体となって強力な指導を推進する。交通関連法規や本校の交通安全指導の内規に違反したり交通事故をおこした場合には、特別に指導する。

(1) 歩行について

- ① 右側通行を守る。歩道または横断歩道を利用し、広がっての通行はしない。
- ② 車の直前・直後の横断、斜め横断はしない。
- ③ 歩きながらスマートフォンを使用しない。

(2) 自転車通学について

- ① 自転車通学は許可制とし、必ず鑑札(ステッカー)を自転車の指定された場所につける。
- ② 自転車は学校の所定の場所に置き、必ず鍵(二重ロックが望ましい)をかける。
- ③ 自転車乗車時は、必ず自転車用ヘルメットを着用する。
- ④ 自転車の整備・点検を常に心がけ、ルールとマナーを遵守し交通事故防止に努める。
- ⑤ 交差点での信号無視や二人乗り、夜間の無灯火走行、傘さし運転、並列走行、走行中のイヤホン使用、スマートフォン等を操作しながらの走行等の交通法規違反については絶対にしない。

(3) 四輪免許取得について

① 免許取得条件

- ア 四輪免許取得のための教習については、進路決定後を原則とする。
- イ 学業成績に不振科目がある生徒や卒業・進級・進路実現に支障の出る生徒は、学業を優先する。定期試験で素点が30点未満の科目があった生徒、1・2学期の評価で1がついた場合は「普通免許取得要領」に規定された期間の教習を禁止する。

② 免許取得手続き

- ア 免許取得希望は進路決定後に四輪免許取得に関する説明を受け、許可願いを必ず学級担任に提出する。
- イ 教習中は、学校から交付された許可証を常に携帯する。

③ 教習開始時期

- ア 入所開始は、許可証の交付後とする。
- イ 教習および検定(仮免・卒検)に関しては授業を欠いてはならない。また、定期考査1週間前から定期考査終了までは教習を認めない。なお、本検定については卒業後が望ましい。
- ウ 教習中は本校生徒としての心得を遵守し、節度ある行動を心掛ける。

④ 取得後の取り扱いについて

- ア 在学中における四輪車の運転は原則として認めない。
- イ 学校管理下での使用は禁止する。

ウ 在学中上記に違反した生徒は特別に指導する。

(4)自動二輪免許取得について

①免許取得条件

ア 二輪免許取得のための教習は進路決定後を原則とする。

イ 学業成績に不振科目がある生徒や卒業・進級・進路実現に支障の出る生徒は、学業を優先する。

②免許取得手続き

ア 免許取得希望は進路決定後に二輪免許取得に関する説明を受け、許可願いを必ず学級担任に提出する。

イ 教習中は、学校から交付された許可証を常に携帯する。

③教習開始時期

ア 入所開始は、許可証の交付後とする。

イ 教習および検定（仮免・卒検）に関しては授業を欠いてはならない。

また、定期考査1週間前から定期考査終了までは教習を認めない。

なお、本検定については卒業後が望ましい。

ウ 教習中は本校生徒としての心得を遵守し、節度ある行動を心掛ける。

④取得後の取り扱いについて

ア 在学中における二輪車(原付含)の運転は原則禁止とする。(特別な理由で許可された生徒は除く。)

イ 在学中上記に違反した生徒は特別に指導する。

(5)原付免許取得の利用を認める特別な場合

①取得条件

原付免許の取得について次のようなやむを得ない事情がある場合は、「自動二輪(原付)免許取得届」、および「安全運転誓約書」を学級担任へ提出し、校長が承認する。「運転許可証」は常に携帯し、登下校に限り最寄りの乗車駅までの運転を許可する。

ア 通学に利用する交通機関の最寄りの乗車駅まで6km以上ある場合。

イ 恒常的な家業の手伝い等、その他やむを得ない理由で特に必要と認められる場合。

②その他

ア 二輪車を利用する生徒は交通安全講習等を受けなければならない。

イ 下校途中でアルバイトや教習所等に利用してはならない。

ウ 任意保険に必ず加入する。

エ 上記の内容等に違反した場合は許可を取り消し、特別に指導する。

(6)交通違反及び事故について

①事故が発生した場合、生命の安全確保を第一とし、直ちに警察・救急に通報する。違反や事故が発生した場合、警察官に対して免許証及び身分証明書を提出し、その指示に従う。また、速やかに学級担任に連絡し、生徒指導部に状況報告する。

②運転免許を無断取得した生徒や交通違反等で許可を取り消された生徒の運転免許は、在学中は凍結することとし、免許証を学校で封印し、保護者が監督、保管する。

6 部活動について

部活動は、学年やクラスの所属をはなれて、同好の生徒によって組織された活動であって、人間形成に極めて有意義な活動である。したがって、原則として全生徒が文化部、運動部のいずれかの部に属することが望ましい。

(1)入退部については、保護者、学級担任、部顧問と相談して決定し、3年間継続することを基本とする。

(2)入退部の際、保護者承諾の上、部顧問の許可を得て所定の用紙に記入し、部顧問、学級担任に届け出る。やむを得ず退部した時は、他の部活動等に積極的に参加し、高校生活を充実させるように努める。

(3)校舎内で行われる部活動については、平日は午後5時00分、休祝日は午後4時30分までとし、下校が完了するようにしなければならない。また、北校舎や校舎外、体育館、武道場で行われる部活動については、この限りではない。

(4)貸与された部室や備品については、常に整理、整頓、清掃を行い大切に使用する。

(5)怪我や病気等により救命や応急処置が必要な場合に備え、常に薬品等を配備するとともに

に、緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網などを整備しておく。

7 宿泊を伴う旅行・キャンプ・集会等について

宿泊を伴う旅行（海外旅行・ボランティア活動・語学研修留学・海外遠征等）、登山、キャンプ、集会等を実施する場合は、学校所定の届け用紙に必要事項を記載して学級担任に届け出なければならない。学級担任は、内容を検討し適切であれば認印を押印し、生徒指導部の係へ提出する。

(1)旅行について

旅行を通じて見聞を広め、見識を高めることは大いに奨められることであるが、次の点に留意する。

- ①冬季登山については、大変危険なので禁止する。
- ②旅行先では、特に行動に注意して、絶対に非行をおこさない。
- ③他人に迷惑をかけないことはもとより、自然を愛し、動植物を保護し、諸施設ならびに環境の保全、美化に努める。
- ④学生割引を必要とするものは、事務室より学割発行願の交付を受け、必要事項を記入の上、保護者、学級担任の認印を受けて、使用日1週間前までに事務室に申請し、後日受領する。
- ⑤海外旅行・語学研修等を行う生徒は、「海外旅行届」（所定の用紙）を提出しなければならない。

8 アルバイトについて

(1)アルバイトについて

アルバイトは勤労観や職業観の育成に成果が期待できる一方、アルバイトが原因で学業がおろそかになり、進級・卒業等に支障が出る場合や生活が華美になるなど乱れが生じることがある。また、社会人との不適切な交友に発展する場合などの問題があるので、本校としてはアルバイトを届け出制とするが、本来の学校生活を優先させたいと考えている。したがって、アルバイトを希望する場合は、下記の条件に注意し保護者とよく相談し、承諾を得た上で、学級担任へ「アルバイト(申請書)」を提出する。

- ①アルバイトを希望する生徒が正当な目的経済的な事情等を持っている。
- ②学校生活に支障が生じるようなものでない。
- ③保護者がその責任を持つ。
- ④法令等で規制されている職種ではない。
- ⑤雇用主との間に雇用契約書等の文章で定めたものがある。
- ⑥次のようなアルバイトは禁止する。
 - ア 感染症防止対策を十分とっていない事業所。
 - イ 宿泊をとまなうもの。
 - ウ 行楽地、旅館、娯楽場等。
 - エ 飲酒を目的とする店等高校生が出入りしてはならない事業所。
 - オ 危険な内容の仕事。
 - カ 午後9時を過ぎるもの。また帰宅時間は午後10時を過ぎない。
- ⑦長期休業中のアルバイト期間は、休業期間の半分以内を原則とする。
- ⑧定期試験中および試験前1週間はアルバイトを禁止する。
- ⑨成績不振の生徒はアルバイトを禁止する。

(成績不良)

- ア 前年度より持ち越した不振科目「評価1」がある生徒。
- イ 不振科目「評価1」がある生徒。
- ウ 中間試験において素点が30点未満の科目が3科目以上ある生徒。
- エ 中間試験において素点が30点未満の科目が1科目でもある生徒は、その学期中の新規のアルバイトは認めない。

6以降の事項について違反が発覚した場合、保護者来校の上、学年主任、学級担任、生徒指導部等と面談を行い、生徒への指導、今後のアルバイトの可否等を検討する。また、無断アルバイトが発覚した場合も同様とする。

(2)アルバイトに関する手続き

- ①やむを得ずアルバイトを希望する生徒は、必ず「アルバイト申請書」(様式1)に必要事

項を記入の上、保護者の所見・承認印を押印して学級担任に提出する。ただし、この段階ではアルバイト先と接触せず、希望の事業所先を申請書に記入する。学級担任は必要事項を確認の上押印し、生徒指導部アルバイト係に提出し、学年で合議の上受理する。生徒は、受理された後に先方へ連絡し事業所印をもらい申請書を完成させ学級担任へ提出する。アルバイト係は「申請書」と引き換えに「アルバイト届出証」(様式 2)を発行し、学級担任から生徒に交付する。

②アルバイト中は常にこの届出証を携帯し、提示を求められた時には、いつでもこれを提示できる状態にしておく。アルバイト中といえども服装、頭髪、言動に注意し、本校生徒として品位ある行動をとる。

③アルバイト期間終了後、届出証は学級担任を経由し、生徒指導部アルバイト係に必ず返却する。また、「アルバイト報告書」(様式 3)を提出する。

④通年でアルバイトを行う生徒は、年度ごとに申請書と報告書を提出する。

9 不良行為、非行防止について

校内外を問わず暴力行為、飲酒、喫煙、違法薬物乱用等、飲酒を目的とする店・飲食店、パチンコ店、及びその他遊技場などの出入、試験時の不正行為等は絶対にしない。以上の行為があった時は厳しく指導する。

10 納金、金銭の取扱い、その他について

(1)学校納金等の期日は厳守する。

(2)臨時に金銭を徴収する場合は必ず書面をもって連絡する。

(3)金銭の紛失、盗難を未然に防止するため、大金を所持しない。

(4)校内外を問わず、生徒間の金銭の貸し借りは固く禁止する。

(5)各自、所持品には記名し盗難を予防する。

(6)学習に不必要となるものは校内への持ち込みを禁止する。

11 携帯電話（スマートフォン等を含む）について

携帯電話等に関しては「許可制」とする。

携帯電話等の普及に伴い、メールやインターネットの利用が増加し、SNS等への書き込みなどが原因で様々な事件等に発展している事例も少なくないことや利用上注意しなければならぬことが多く、情報モラルを向上させる必要がある。しかし、一方で安全性・利便性の観点から次の事情により保護者からの申し出があった場合、所定の許可願を提出した生徒に対し、携帯電話等の持ち込みを許可する。

〈持ち込みを認める（主な）事情〉

(1)下校時の保護者への連絡手段として使用するため。

(2)震災などの不測の事態に対応するため。

(3)その他、家庭の特殊な事情のため。

なお、持ち込みを許可された生徒は、以下の使用規定を遵守する。

〈使用規定〉

(1)敷地内では使用禁止（電源を切る）。

(2)バッグに保管し、身に付けて持ち歩かない。

(3)登下校中は交通規則を遵守し、自転車運転中の使用はしない。また、歩行中は痴漢被害や歩行者同士の衝突等の危険性もあるので使用はしない。さらに、電車やバス等の公共交通機関内でのマナーを守る。

12 学校外各種団体活動参加について

本校では、ホームルーム活動、部活動を含む生徒会活動、学校行事を通し、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築くこと、集団への所属感や連帯感を深めること、諸問題を解決しようとする態度を育てることを推進している。

学校外の各種団体活動に参加する場合は、保護者の責任とし、所定の許可願を提出する。

ただし、学校生活に支障をきたす場合は、直ちに停止する。

〈学校外各種団体活動に該当するもの〉

(1) 芸能活動

(2) クラブチームによるスポーツ活動

(3) ボランティア活動（ボーイスカウト・被災地支援・復興支援等）

(4) その他（地域活性化運動・キャンペーン活動等）

※ 上記以外にも様々なものがあるが、学校外各種団体活動に参加する場合は学級担任に相談の上、必要があれば所定の手続きを行うものとする。